

【KYCとユーザー認証・認可】  
ワーキンググループ（WG3）について

2023年10月

日本銀行 決済機構局



# 目次

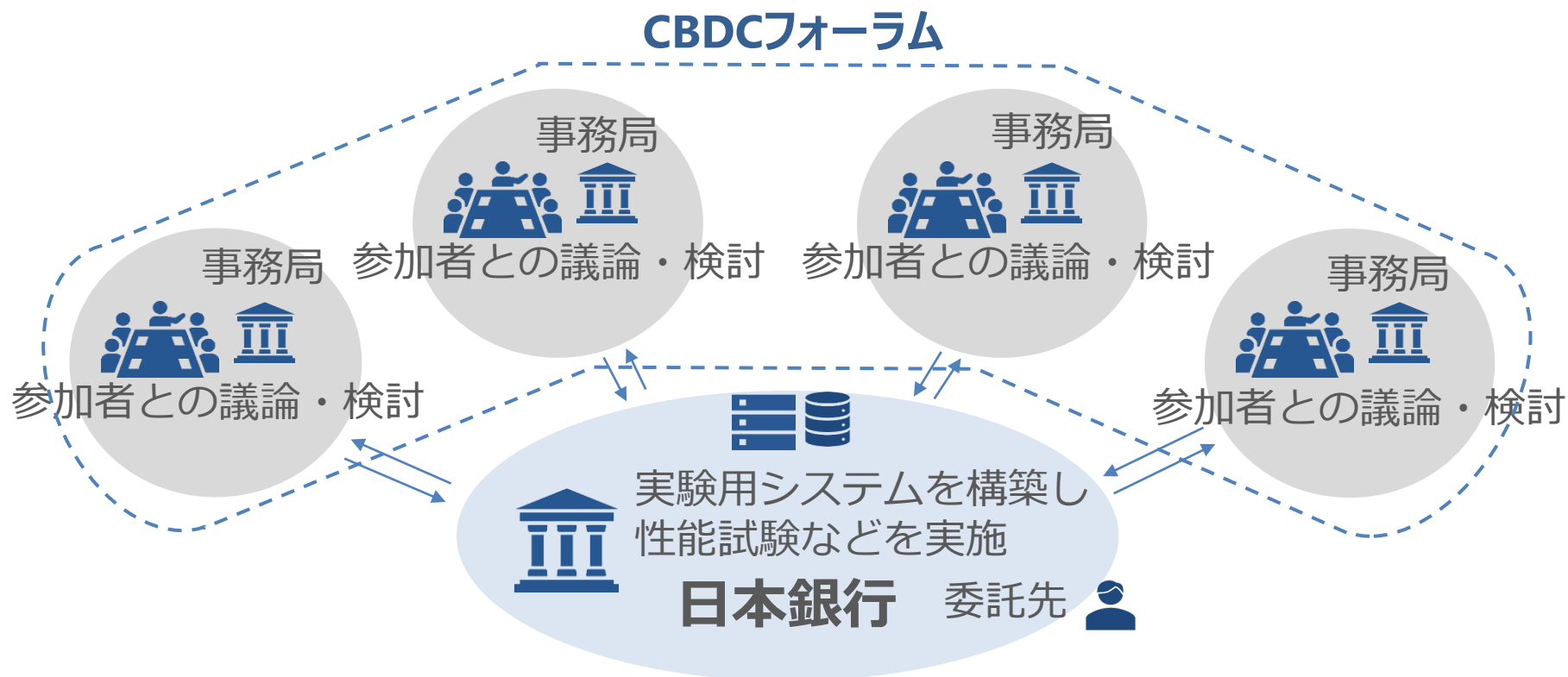
---

1. WG3の概要
2. 議論の前提
3. 各回議論テーマ
4. (参考) 海外事例
5. 他ワーキンググループについて
6. 質疑応答

# 1. WG3の概要

# パイロット実験の全体像

- ①CBDCシステムのエンドツーエンドでの処理フローを確認する観点から、日本銀行が**実験用システムを構築し、性能試験等を行う**（パイロット実験用システムの構築と検証）。
- ②「**CBDCフォーラム**」を設置し、リテール決済に関わる民間事業者にご参加頂いた上で、幅広いテーマについて議論・検討を行う。
  - ①・②の検討成果は、必要に応じて**お互いの作業にフィードバック**することを想定。



# WG3の目的および議論の進め方

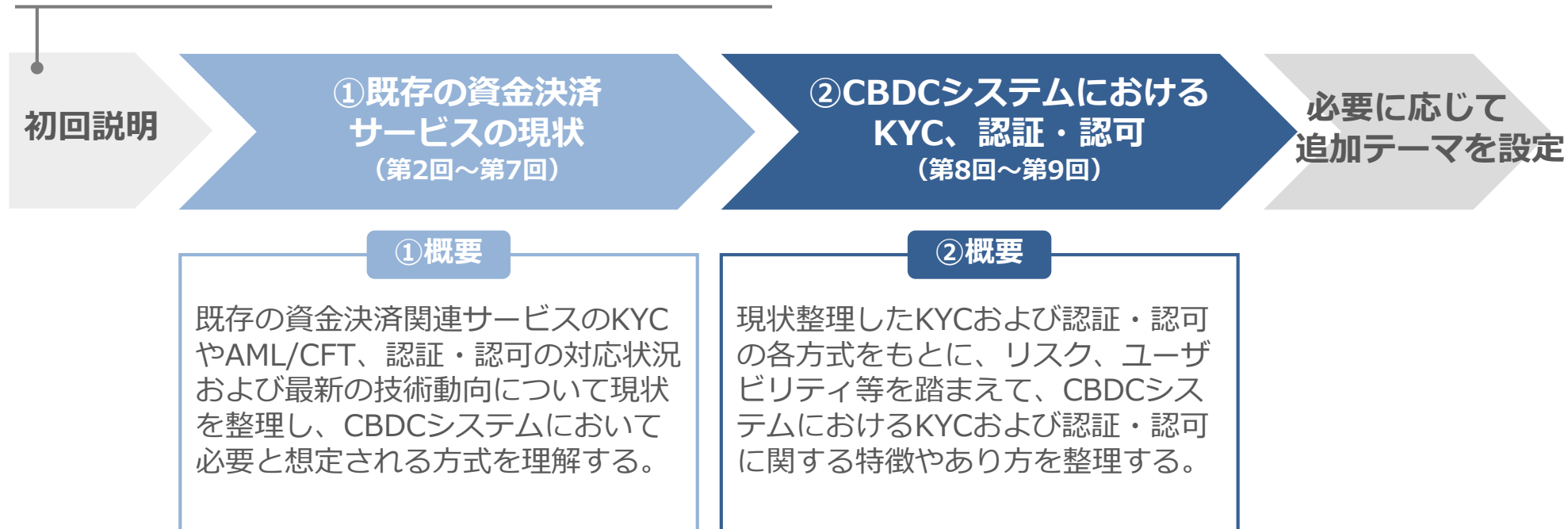
- WG3の目的、進め方は以下のとおりを予定。必要に応じ、変更する可能性がある。

## 目的

- 既存の資金決済サービスにおけるKYC、AML/CFTおよびユーザー認証・認可※の実施方式を整理した上で、CBDCシステムにおけるKYCや認証・認可のあり方について将来性も含めて理解を深める。

※KYCは犯収法、AML/CFTは犯収法、金融庁ガイドライン<sup>1</sup>に基づき議論。認証・認可はエンドユーザーの本人認証および取引認証を中心に議論。

日本銀行よりWGの概要、議論の前提・進め方等を説明



1 金融庁「マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に関するガイドライン」

# 開催スケジュール

- 開催スケジュールは以下のとおり。ただし、今後必要に応じて変更する可能性がある。

	開催予定日	議論テーマ
第1回	2023年10月25日	日本銀行よりWGの概要、議論の前提、進め方等を説明
第2回	11月21日	プレゼンター各社が提供している資金決済サービスにおいて、KYCと 本人認証に関連するユーザーアクションや実施状況の整理
第3回	12月11日	
第4回	調整中	AML/CFT業務実施状況の現状および最新動向の整理
第5回		KYCの現状および最新動向の整理
第6回		本人認証の現状および最新動向の整理
第7回		認証・認可のユースケース、システム実現方式の現状および最新動向 の整理
第8回		現状整理したKYCおよび認証・認可の各方式をもとに、リスク、ユー ザビリティ等を踏まえて、CBDCシステムにおけるKYCおよび認証・ 認可の実施方式やその特徴、留意点、あり方等を整理する
第9回		
第10回以降		必要に応じて追加テーマを設定

# WG3参加者一覧

---

- ・ 株式会社イオン銀行
- ・ セコム株式会社
- ・ ソニー株式会社
- ・ 大日本印刷株式会社
- ・ 株式会社千葉銀行
- ・ 日本電気株式会社
- ・ 日本マイクロソフト株式会社
- ・ 日立チャネルソリューションズ株式会社
- ・ フェリカネットワークス株式会社
- ・ 株式会社ふくおかフィナンシャルグループ
- ・ 株式会社マネーフォワード
- ・ 株式会社みずほ銀行
- ・ 株式会社三井住友銀行
- ・ 株式会社三菱UFJ銀行
- ・ 株式会社ゆうちょ銀行
- ・ 株式会社りそなホールディングス
- ・ NRIセキュアテクノロジーズ株式会社
- ・ 株式会社NTTドコモ

(五十音・アルファベット順)

## 2. 議論の前提



# 議論の前提

- WG3における議論のポイントを明確化する観点から、前提として以下を設定するが、定まった事項はなく、議論の進捗や内容に応じて、随時変更や見直しを行う。

## 前提① 議論の対象とする機能 P.10にて詳述

CBDCの口座開設および払出、受入、送金等の基本機能を前提とする。

## 前提② 議論の対象範囲 P.11にて詳述

エンドユーザーが利用するエンドポイントデバイスと仲介機関システム間におけるKYC、ユーザー認証・認可の方式について議論する。

## 前提③ KYCおよびAML/CFT

KYCは、犯収法に基づき、顧客の本人特定事項、取引を行う目的、職業等を確認することをさす。KYCは自社で実施するほか、他社への委託、共通の身元確認プラットフォームを活用する等の様々な方式が考えられる。AML/CFTは、犯収法、外為法等の関係法令に則った一連の取り組み（ここでは、特に犯収法および金融庁ガイドラインに則った取り組み）をさす。

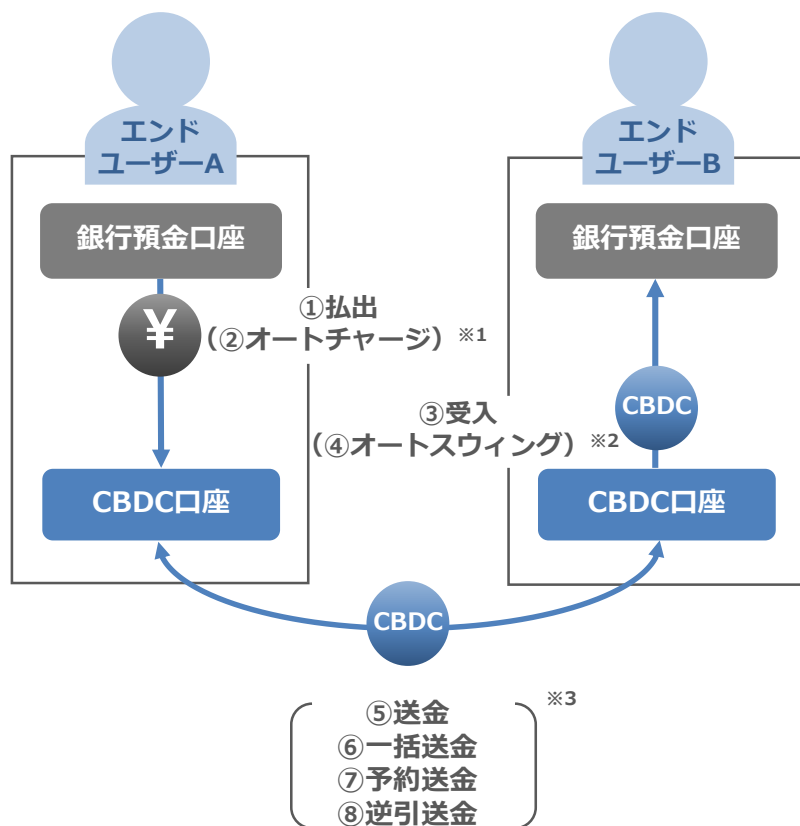
## 前提④ 認証・認可

認証は、本人認証および取引認証をさし、認可は、認証されたユーザーに対して、特定の情報に対する参照/更新権限を与える仕組みをさす。エンドポイントデバイスと仲介機関システムにおける認証・認可に関しては、様々な規格や技術仕様の利用が想定され、仲介機関が各社で独自に管理する方法のほか、他社が提供する共通の認証・認可基盤で管理する等の方法が考えられる。

# 前提①：議論の対象とする機能

- WG3では下図①～⑧の機能を前提に、議論を行う。

## 【例：銀行預金とCBDCの振替】



	機能	概要
①	払出	エンドユーザーの銀行預金等をCBDCに振り替える機能。
②	オートチャージ※1	CBDCの送金にあたり、送金額がCBDC口座残高を超過する場合に、CBDC口座に紐づく銀行預金口座から自動でCBDC口座に対して不足金額の払出を行う機能。
③	受入	エンドユーザーのCBDCを銀行預金等に振り替える機能。
④	オートスウィング※2	CBDC口座残高が保有上限額を超過する場合に、当該エンドユーザーのCBDC口座に紐づく銀行預金口座に自動で超過金額の受入を行う機能。
⑤	送金	CBDC口座間でCBDCを移転する機能。
⑥	一括送金※3	複数件の取引指図を一括して実行する機能。
⑦	予約送金※3	将来実行される予定の送金指図を登録し、指定日到来時に自動的に指図を実行する機能。
⑧	逆引送金※3	送金側ユーザーによる事前同意を前提として、受領側のユーザーが取引指図を実行する機能。

※1：「オートチャージ」は、「払出」の機能を通じて実現可能なため、個別の議論は不要とする

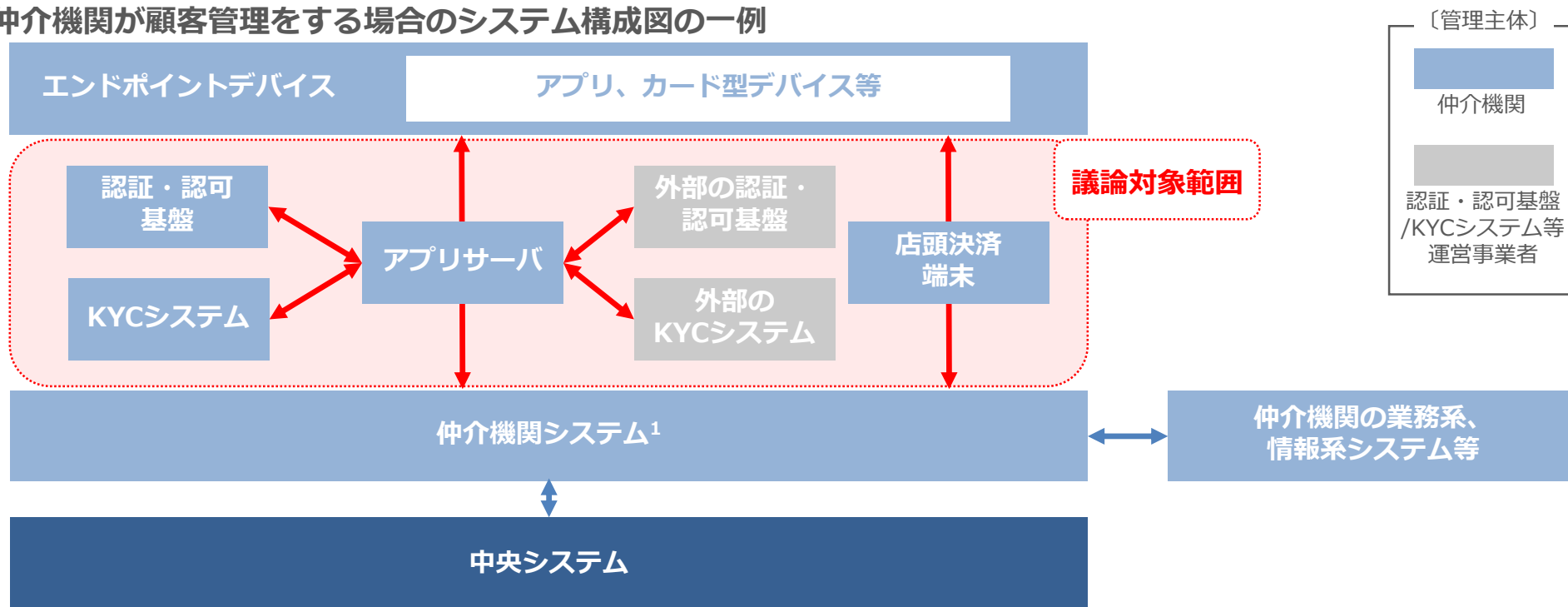
※2：「オートスウィング」は、「受入」の機能を通じて実現可能なため、個別の議論は不要とする

※3：「一括送金」「予約送金」「逆引送金」は、「送金」の機能を実現する際のシステムに追加して実現可能であるため、個別の議論は不要とする

## 前提②：議論の対象範囲

- WG3では、エンドポイントデバイスと仲介機関システム間を議論の範囲とする。KYCや認証・認可に関連するシステム構成は、様々に考えられる。一例として下図を示すが、これに限るものではない。
  - 仲介機関自身がユーザー向けにアプリを提供するほか、仲介機関以外の事業者がアプリを提供する場合や、アプリ以外にもカード型デバイス等を提供する等、エンドポイントデバイスのあり方は様々に想定しうる。
  - エンドポイントデバイス（アプリ）を制御するアプリサーバは、仲介機関が用意する認証・認可基盤やKYCシステム以外にも、外部の事業者のものと接続することも想定される。

### 仲介機関が顧客管理をする場合のシステム構成図の一例



1 WG3の議論において、概念実証フェーズ1・2におけるCBDC台帳設計パターンの差異による本質的な影響はないと考えられ、パターン別の前提は置かない  
※現時点でCBDCを発行する計画はなく、CBDCに関して何らかの前提や仮定を置く場合も、WGでの議論を目的とした仮置きに過ぎない

## 3. 各回議論テーマ

# 第2回～第7回：既存の資金決済サービスの現状

- 既存の資金決済サービスにおけるKYC、AML/CFTおよび認証・認可の実施方式や留意事項、最新動向の整理を行う。また、既存の資金決済サービスにおけるユーザーアクションを参考にしながら、CBDC利用時の想定ユーザーアクションを検討する（下図は一例。様々なケースがありうる）。
- WG3は、一般的なチャネル・ユーザーアクション（アプリを用いた送金等）を議論の中心とする。



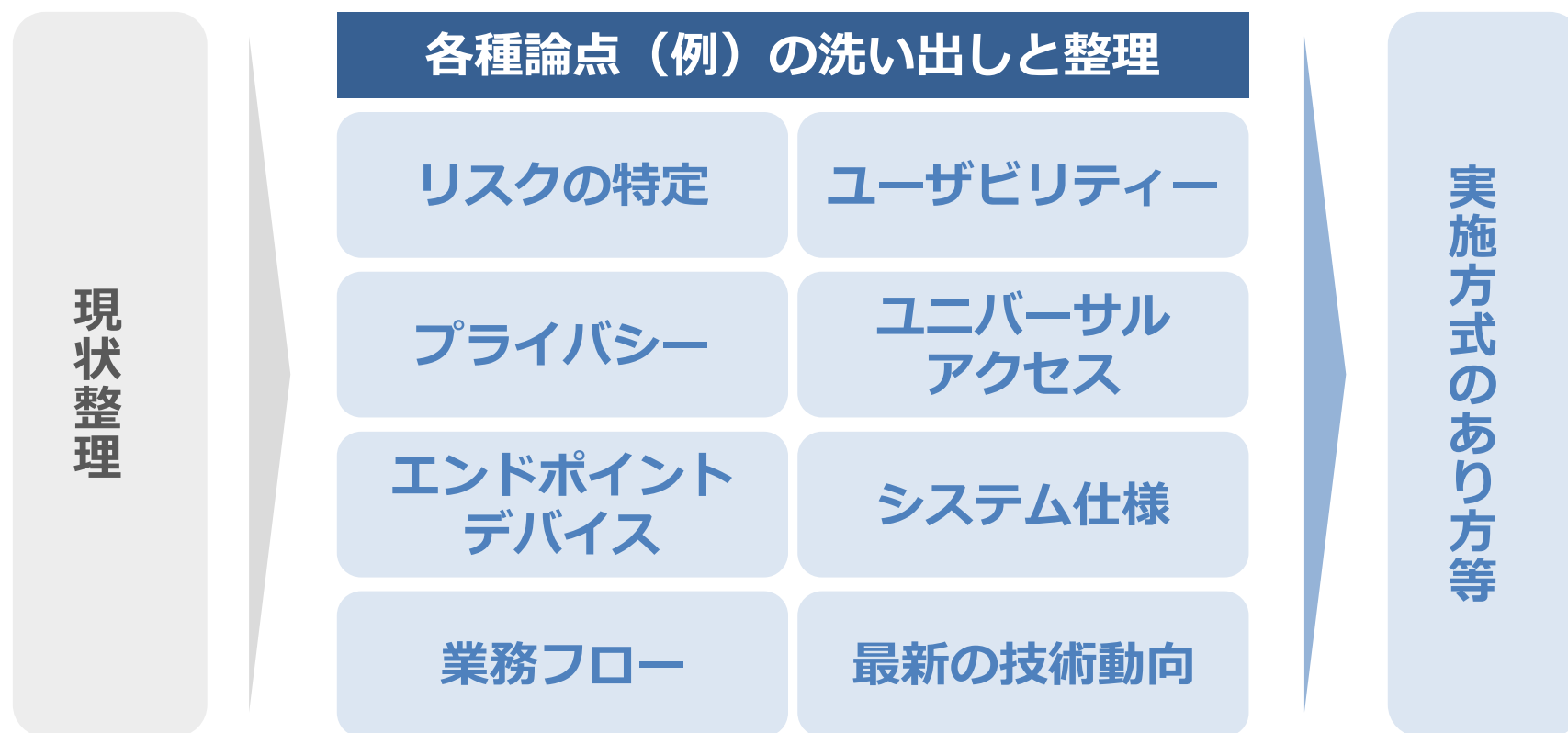
1 除く高額電子移転可能型前払式支払手段

2 送金には個人間でのCBDCの移転のほか、ECや店舗での決済も含まれる

※現時点でCBDCを発行する計画はなく、CBDCに関して何らかの前提や仮定を置く場合も、WGでの議論を目的とした仮置きに過ぎない

## 第8回～第9回：CBDCシステムにおけるKYC、認証・認可

- 第7回までに整理した事項をもとに、各種論点を踏まえて、CBDCシステムにおけるKYCおよび認証・認可の実施方式やその特徴、留意点、あり方等を整理する。
- 下図の論点は例示であり、取り上げる論点を含め、WG内で検討を行っていく。



## 4. (参考) 海外事例

## (参考) 海外事例①

---

- 欧米英においては、プライバシーの重要性から、中央銀行が取得できるユーザー情報は最小限に留めるべきとしている。
  - － 欧州：ユーロシステムが見ることのできるデータは業務執行に必要なもの、または規制により求められるものに限定する。ユーザーデータの処理に対するユーロシステムの関与は最小限とするべき。
  - － 米国：中央銀行が収集する取引情報と個人識別情報の量は最小化すべき。消費者の金融情報開示を防ぎ、政府の不適切な監視からユーザーを守るためのガバナンス構造を持つべき。
  - － 英国：銀行口座や他のデジタル決済と同基準によるアクセスに限定。中央銀行は匿名化された取引データにはアクセスできる。
- デジタルユーロにおけるプロトタイピングでは、認証についてスコープ外としたが、欧州では現在の規制であるPSD2(Payment Services Directive 2)において、SCA(Strong Customer Authentication)<sup>1</sup>への対応が求められている。

1 認証の3要素である知識情報、所持情報、生体情報のうち2つ以上を組み合わせる多要素認証を求める要件



## (参考) 海外事例②

- 中国のデジタル人民元の事例では、本人確認の度合により機能制限を実施。
  - － 本人確認の度合は4種類に分けられ、区分に応じて保有残高上限や支払い上限等を設定。
  - ✓ 区分ごとの本人確認の方法・必要資料等

区分	対面審査	預金口座との紐付け	本人確認資料	携帯番号	本人確認の度合
1級	要	要	要	要	↑ 高  低
2級		要	要	要	
3級			要	要	
4級				要	

- ✓ 区分ごとの機能制限<sup>1</sup>

区分	保有残高上限	支払い上限		
		1件当たり	1日あたり	年累計
1級	無	無	無	無
2級	50万元	5万元	10万元	無
3級	2万元	5千元	1万元	無
4級	1万元	2千元	5千元	5万元

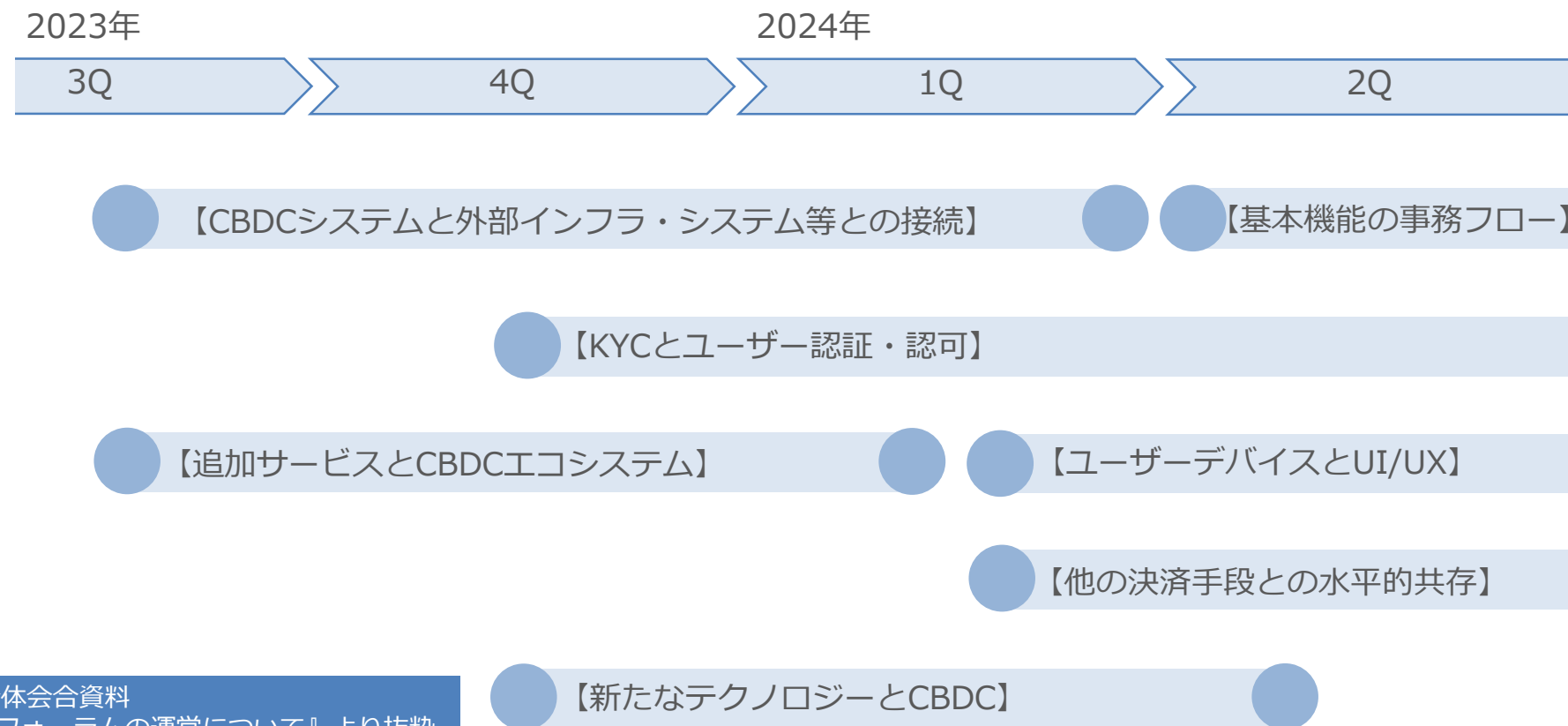
1 区分ごとの機能制限(上限金額)は代表的な仲介機関の例。仲介機関毎に設定可能で、上記表とは異なる金額を設定している仲介機関もある

## 5. 他ワーキンググループについて

# (参考)CBDCフォーラムの運営：ワーキンググループの組成と進め方

- **CBDCフォーラム**の運営にあたっては、議論の活性化や運営の円滑化の観点から、**複数のワーキンググループ**を設置。
- ワーキンググループや議論・検討テーマについては、内外の情勢や議論の進捗に応じて、随時変更や見直しを行う。

## ▽ ワーキンググループの進め方イメージ（名称・内容・時期とも暫定案）



# ワーキンググループの組成と議論・検討テーマ

- 各ワーキンググループで扱う議論・検討テーマは下記のとおり（現時点の案）。

WG名		検討テーマ
[WG1]	CBDCシステムと外部インフラ・システム等との接続	勘定系システムとの接続
		民間決済インフラとの接続
		既存のインターネットバンキングアプリ等との連携
[WG2]	追加サービスとCBDCエコシステム	CBDC のビジネス活用（追加サービスのあり方）
		追加サービスにかかるCBDC システムの外部連携
		CBDC エコシステムのデザイン
[WG3]	KYCとユーザー認証・認可	KYC、AML/CFT の実施
		認証・認可
	新たなテクノロジーとCBDC	代替的なデータモデルの選択肢（UTXO 等）
	他の決済手段との水平的共存	電子マネー等との交換容易性
	ユーザーデバイスとUI/UX	UI/UX、アクセシビリティ
		エンドポイントデバイス
		オフライン決済
	基本機能の事務フロー	基本的な機能にかかる事務フロー
		現金とCBDCの交換

## 6. 質疑応答